

**平成 30 年度  
大田区社会福祉協議会  
事業計画**

**平成 30 年 3 月  
大田区社会福祉協議会**

# 平成 30 年度 大田区社会福祉協議会 事業計画

はじめに

世界に類を見ない速度で、少子高齢化が進展する日本では、現実には人口減少社会に突入しています。また、都市化や核家族化は、支え合いの仕組みやコミュニティのありようも変容させています。一方で、公的制度や従来のシステムでは解決できない新しい生活課題、福祉課題も発生しています。

こうした中、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し（平成 28 年 6 月）、お互いに支えあい、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の構築の必要性を示しました。これを受けて、「地域包括ケアシステム強化法」が国会で可決され（平成 29 年 5 月）、その中の改正社会福祉法では、「地域生活課題」という新しい概念を提示し、その解決のための包括的な支援体制づくりに努めることを、市区町村の責務としました。

大田区社会福祉協議会は、第 5 次大田区地域福祉活動計画（以下、リボン計画という）の主旨を「人を結び 地域で支えあう」と定めて、着実に地域福祉向上のための事業を実施しているところです。リボン計画の主旨は、まさに「地域共生社会」理念と一致するものです。

大田社協は、今後とも、社会状況の変化に対応しながら、大田区における地域福祉の推進と「地域共生社会」構築の中核的な組織となるよう尽力してまいります。そのためにも、平成 30 年度は、組織改正を実施し、新規事業や事業の充実など、社協が一丸となって地域生活課題の解決に取り組む事業計画といたしました。

区民の皆様、大田区をはじめ、関係機関・団体の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

平成 30 年 3 月

# サービス区分別 事業計画(主要内容)

## 1 法人運営事業

### (1) 「地域担当制」の全地域展開

第5次リボン計画の重点事業として、平成28年度から実施してきました「地域担当制」は、平成30年度に調布地域で開始し、区内の全地域で展開します。

地域ごとに配置した担当職員を通じて、地域の福祉的課題を収集し、課題解決に向けて自治会・町会、民生委員児童委員など、関係機関との連携とネットワークの強化を目指します。

#### 【地域担当制の展開】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域	・蒲田地域	・大森地域 ・糀谷・羽田地域 ・蒲田地域(継続)	・調布地域 ・大森地域(継続) ・蒲田地域(継続) ・糀谷・羽田地域(継続)

### (2) 職員人材育成

福祉職場では、職員の成長がサービス向上に直結します。そのため、職員の資質や専門スキルの向上を目指し、OJTや大田区社会福祉協議会(以下、大田社協という)の職員による研修にとどまらず外部講師による研修を実施していきます。また、実務研修として、大田区及び社会福祉法人池上長寿園に職員を派遣し、大田社協では、経験できない職務に従事することにより、見聞を広げ、幅広い視野を持った職員の育成を図るとともに、派遣先の団体との連携強化にも資するものとします。

- ① 職場内研修(年6回)
- ② 職層研修、専門研修などの計画的な外部研修
- ③ 大田区や社会福祉法人池上長寿園等他団体への職員の派遣による実務研修

### (3) 地域福祉推進事業 (大田社協×大田区社会福祉法人協議会×大田区)

福祉人材の確保を図るため、区内の社会福祉法人で組織する大田区社会福祉法人協議会や大田区と連携し、福祉の仕事の魅力や実際に触れるトークセッションなどの企画も盛り込んだ「ふくしのしごと相談・面接会」を開催します。

また、大田区内の地域福祉活動に丸ごと出会える紹介イベントや必要な人材を募集し、マッチングする企画など、様々な機関の連携・協働による福祉のまちづくり推進のための事業にも新たに取り組みます。



※ 【社協だより75号】平成 29 年 12 月 3 日 ふくしのしごと市の様子

### (4) 地域協働型連携事業 (ウィア ノア)

第5次リボン計画の重点事業である「地域協働型連携事業 (ウィアノア)」は、大田社協が、公益的活動に取り組む団体と新しい地域活動を企画し、費用負担や広報活動、連絡調整、進行管理等役割分担を定めて、連携・協働して実施している事業です。

#### ① 「れいんぼう事業」

「れいんぼう事業」は、社会福祉法人の地域公益活動の一つとして、平成 27 年からスタートしました。

大田社協、大洋社、池上長寿園、大田幸陽会の 4 つの社会福祉法人を中心に、ひとり親家庭の小中学生を対象に体験型の学習支援活動を行っています。

平成 30 年度は、地域団体との協働をさらに強化し、新たなプログラム展開を含め、推進していきます。

※ 【体験プログラム】「共同募金」について  
学んだあと、街頭募金を行いました



## ②「助けあいプラットフォーム事業」

大田社協は、地域団体がその地域にある福祉課題を共有し、話し合いにより解決の糸口をさぐる、「助けあいプラットフォーム事業」に取り組んでいます。「プラットフォーム」には、ものごとの基盤・基礎・土台という意味のほかに、「みんなが乗る舞台」という意味があります。多様な主体が自発的に対等な立場で参加する場を地域の皆さまと一緒につくっていきます。

このように、従来にない枠組みと新しい連携の方法により、個別事業の企画立案・実行を繰り返していくことにより、新たな事業モデルの確立を目指します。

### 【助けあいプラットフォーム事業】

年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域	・ 新規 (六郷地区)	・ 継続 (六郷地区) ・ 新規 (地区未定)

課題共有・相互理解を深めて、地域をもっと強くする

六郷助けあいプラットフォーム

“子ども”に関する活動課題を共有する場

参加者募集

事前申込 11/9締切

六郷の子どもたちが、大人になるまでの過程を安心して過ごせる地域にするために、協力し合える土台（プラットフォーム）を強化しませんか？

11/21 12/5 10:00~12:00 火曜日開催 全4回

1/23 2/6 六郷特別出張所 4階 404会議室

主 催：社会福祉法人大田区社会福祉協議会  
 事業協力：大田区六郷特別出張所 六郷東・地域包括支援センター六郷中  
 地域包括支援センター

大田区社会福祉協議会は、地域のさまざまな団体が出会う場づくりや、地域課題の整理・分析・企画立案、事業運営の支援、足りない資源・人材の発掘などを通じて、地域福祉の推進に取り組んでいます。

大田区社会福祉協議会 地域連携係 ☎03-3736-2256 FAX 03-3736-2030



※【社協だより 75 号】  
六郷助けあいプラットフォームの  
ポスター(左) 会議の様子(上)

## 2 地域福祉事業

### (1) サロン活動支援

大田社協は、孤立や閉じこもり、介護予防など地域の課題の解決に向け、気軽に立ち寄れる「集いの場」（以下、「サロン」という）づくりを支援しています。

平成 29 年度から、サロン活動団体の登録対象をこども食堂などにも拡大しました。

平成 30 年度は引き続き、サロンの利用者・運営者が安心して活動できるようサロン保険への加入を推進するとともに、活動費の助成等を通じて、住民による主体的な福祉活動を支援していきます。

【平成 30 年度】

新規に 40 団体 1,200,000 円の助成金を計上



※ 【社協だより 75 号】

平成 29 年 12 月 3 日 地域福祉計画推進事業  
サロン活動紹介ブースの様子

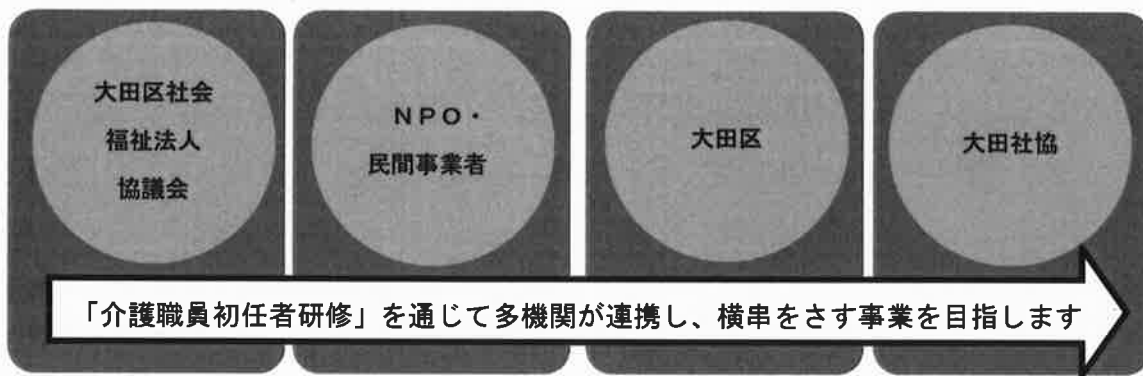
### (2) 介護職員初任者研修

大田社協では、大田区における介護人材の発掘・育成を図るため、介護職員初任者研修を実施しています。この研修は、介護の技術や理念の基礎といった介護を学ぶ全ての人の入門、スタートとなる研修です。

本研修は、社会福祉法人、NPO 法人、民間事業所、大田区などと連携し実施しているものです。

平成 29 年度に引き続き、一部講師を大田区社会福祉法人協議会

に加入している社会福祉法人職員に無償で務めていただきます。  
このことにより、受講料を無償・低額とする枠組みをつくり、生活が困窮している方の就労支援として、地域公益的な取り組みの推進にもつなげていきます。



**(3) 子どもの生活応援ネットワーク事業** **【新規事業】**  
～子どもたちを包み込む社会を作ります。～

大田区の受託事業として、大田区が平成 29 年 3 月に策定した「おおた子どもの生活応援プラン」を推進するため、活動団体の支援や、課題解決を図るネットワークづくりに取り組みます。

初年度となる平成 30 年度は、大田区が実施した「活動状況等調査」の結果をもとに、課題を分析し、新たな活動へつながる支援を行います。

**(4) 生活支援有償ボランティア養成講座事業** **【新規事業】**  
～支え合いの地域をつくります～

地域における支え合いの仕組み作りに向け、生活支援有償ボランティア養成講座を実施します。この講座は、大田区介護予防・日常生活支援事業における「大田区絆サービス」の担い手となる地域住民のボランティアを養成し、地域の生活支援の人材を輩出することを目的として行うものです。平成 30 年度は、講座を各地域庁舎管内で 2 回ずつ延べ 8 回実施します。

**【養成人数等】**

講座名	場所	回数	定員	年間
生活支援有償ボランティア養成講座	4 地域庁舎内の各種施設	各地域 2 回	20 人	160 人

### 3 在宅福祉事業

#### (1) 家事介護サービス ～虹のサポート～

介護保険制度の改正に伴い要支援者の家事援助のニーズの増加が予想される他、引き続き産前産後家事援助サービス(子育て支援)の要望に対しても適切に対応できるよう体制の整備を図ります。



※【社協だより75号】虹のサポート協力会

#### (2) 車いすステーション

##### ～あなたの身近に車いすステーション～

大田社協では、大田社会福祉センター内で行っている車いすの無料貸出事業の補完と地域福祉活動の拠点づくりを目的とし、区内の事業所や地域活動団体などの協力を得て、徒歩10分圏内(半径600M)での貸し出しができるような拠点(ステーション)の整備を進めています。

平成30年度は、大田社協広報の推進を図るため、パンフレットスタンド等の設置が可能な車いすステーションにおいては、スタンド等の設置を進めていきます。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ステーション数	20か所	24か所 (平成30.2現在)	28か所

※【社協だより74号】車いすステーション



### 4 成年後見センターの強化

#### ～利用者にとっても支援者にとっても身近で頼られる存在へ～

平成28年5月13日、判断能力の低下等により日常生活に支障がある人たちを支えるための成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行されました。地域共生社



会を実現するため、今後の成年後見センターに求められる役割は、多様化し、ますます重要なものになってきます。

専門機関としての機能を強化し、専門職団体や関係機関との連携や地域の方々の力を得ながら、地域全体で支えあう仕組みづくりに取り組みます。

## 【重点項目】

### (1) 普及啓発・相談支援体制の充実

多様な広報媒体により、具体的な活用例を盛り込みながら、制度利用のメリットを分かり易く紹介します。

### (2) 人材確保・育成・支援

市民後見人養成講習受講者の拡大を図り、社会貢献的・ボランティアな精神に基づいて、本人に寄り添い支援する人材育成を推進します。

※大田社協が後見監督人を受任し、市民後見人をバックアップします。地域福祉権利擁護事業における生活支援員養成講座を開催し、人材発掘・育成により、事業の充実を図ります。

### (3) 早期発見・予防

出前講座として、成年後見制度や老いじたくなど、地域で活動する団体等の勉強会・講演会などに職員を講師として派遣します。また、関係機関・団体との連携や地域の方々の力を得ながら、早期の相談に繋がるような仕組みづくりに取り組みます。

### (4) 切れ目のない多様な支援

#### ①将来設計支援

「将来のもしも…」の備えを一緒に考えます。

#### ②地域福祉権利擁護事業

認知症や障がいなどにより、適切な福祉サービスの選択、円滑に利用するための手続きや支払いに不安のある方を支援します。(契約に基づき支援)

※地域福祉権利擁護事業を利用されている方の判断能力が低下した場合には、後見利用へスムーズに繋がります。

## (5) 体制等の強化

①増加する権利擁護等相談に対応するため、成年後見センターの体制強化を行います。ネットワークを活かした支援体制の構築や各種企画等を行う「推進部門」とアウトリーチによる相談、法人後見拡充等を図る「直接サービス部門」に分け、それぞれの役割強化を図ります。

②専門性を高めるため、顧問弁護士を配置します。



※【社協だより72号】  
社会貢献型後見人にインタビュー  
～ご本人の寄りそう「気持ち」を大切にしています～

## 5 高齢者就労等支援事業

～高齢者の働く意欲や生きがいを応援していきます～

概ね 55 歳以上の方を対象に無料職業紹介事業を展開しています。各種面接会等を開催するとともに、高齢者の専門的技術訓練を実施します。

事業名	開催回数
合同就職面接会	2回
ミニ就職面接会	4回
再就職セミナー	4回
介護施設職場体験セミナー	1回
保育補助員補助員養成講習会	1回

## 6 要介護認定調査事業の拡大

～適正な介護保険制度を支えます～

大田社協は、大田区内で唯一、新規申請の要介護認定調査を受託できる指定市町村事務受託法人としての指定を受け、公平、中立性を生かし調査を実施しています。

大田区からの受託件数を平成 30 年度から順次拡大し、指定市町村事務受託法人としての責務を果たしていきます。

【受託予定件数】

年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度
件数	2,000件	4,800件	8,000件	12,000件
調査員数	10人	30人	50人	70人

## 7 その他

### (1) 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、災害時、被災地に設置される災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点のことです。

大田社協は、平成30年1月11日に大田区災害ボランティアセンター設置・運営訓練を大田区の区民協働担当と連携し大田区民ホールアブリコで実施いたしました。

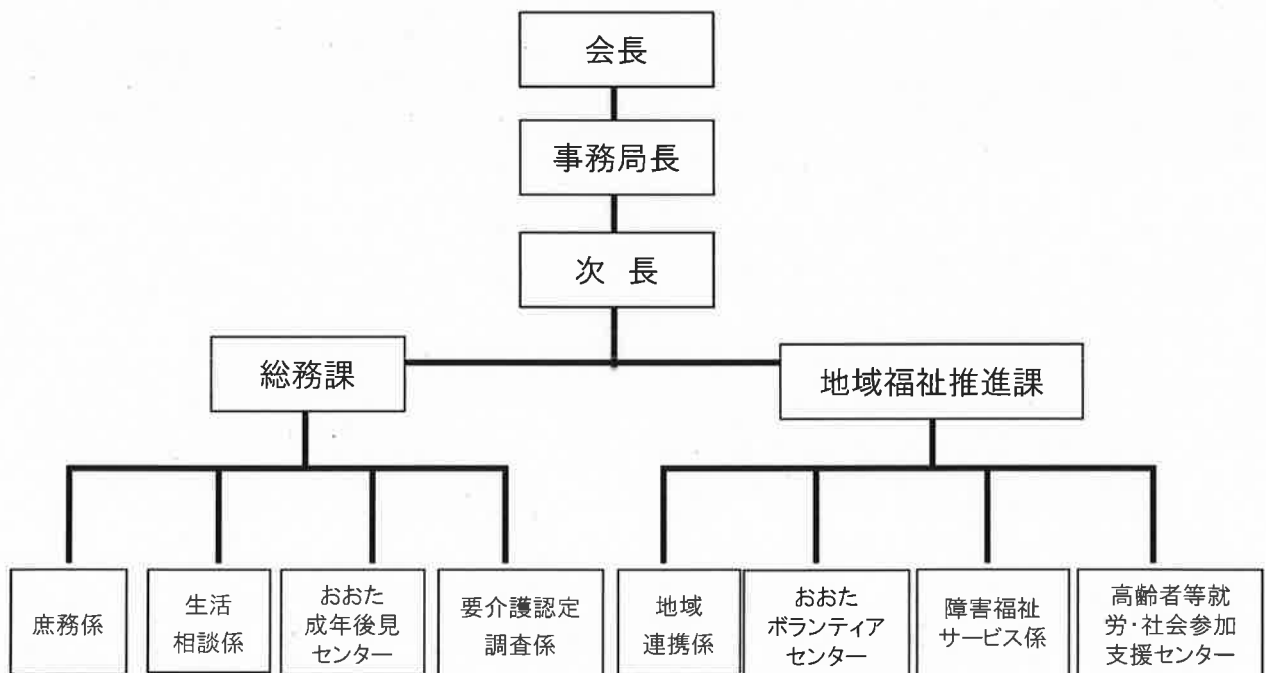
この訓練を踏まえ、平成30年度は、マニュアルの改正等に取り組んでいきます。



※ 平成30年1月11日の訓練の様子

### (2) 事務局体制の強化

【平成30年度 事務局組織】



※1 大田区に1名、社会福祉法人池上長寿園に1名、計2名の職員を派遣します。

※2 新たに平成30年4月1日付けで大田区から職員1名の派遣を受け、大田区からの派遣職員受け入れは、4名（局長、職員3名）となります。